

【豊見城市ホームページリニューアル業務委託】  
プロポーザル実施要領

令和4年7月  
豊見城市

## 1 趣旨

---

この実施要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止やアフターコロナを見据えた地域の活性化を目指すため、豊見城市の情報発信の主媒体であるホームページをリニューアルするなど、本市の情報発信を強化・充実させるにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

## 2 実施方法

---

リニューアルについては、企画提案（プロポーザル）方式により、価格評価のみならず企画提案書やヒアリング内容等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を第一優先交渉事業者として選定する。

## 3 業務の概要

---

- (1) 業務名称：豊見城市ホームページリニューアル業務
- (2) 業務内容：仕様書の定めるところによる。
- (3) 履行期間：契約締結日から令和5年2月28日

※受託者には、新ホームページ公開日（令和5年2月1日予定）から令和10年3月31日までの間において「豊見城市ホームページ運用保守業務」を長期継続契約により委託予定。この業務に関わる契約は、本業務とは別で行うが、本業務と密接不可分であることから、本件プロポーザルの構成に含まれる。

- (4) 納入場所：豊見城市 総務企画部 デジタル推進課
- (5) 委託料：提案上限額は、14,740,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための額であることに留意すること。

また、本業務とは別に令和5年2月1日から令和10年3月31日までの間の「豊見城市ホームページ運用保守業務」に係る費用についても提示すること。その際は、長期間にわたるランニングコストの圧縮を図るため、システムなどの維持管理に係る費用を極力抑える提案を行うこと。

## 4 参加資格要件

---

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 国及び地方公共団体において、指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 豊見城市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号に該当しない者であること。
- (5) 租税を滞納していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 過去に、受託業務等において法令違反や不正行為等がないこと。
- (8) 募集する委託業務の遂行に必要な知識、人員、経営基盤を有し、資金等において十分な管理能力を備え、かつ、業務処理責任者を定め、必要時に発注者と速やかに連携を行うなど、十分な運営体制が確保されていること。
- (9) 過去に国及び地方公共団体において、CMSの導入を前提としたホームページの構築またはリニューアルの実績があること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）と同等の認証を受けていること。
- (11) 仕様書別紙「CMS機能要件表」の「要求レベル」の「必須」項目にすべて対応できること。

## **5 企画提案関連スケジュール**

---

- (1) 実施要領等配布：令和4年7月22日（金）から
- (2) 質問書受付期間：令和4年7月27日（水）迄
- (3) 参加申込書等提出期限：令和4年8月5日（金）迄
- (4) 第一次審査：令和4年8月8日（月）
- (5) 企画提案書提出期限：令和4年8月12日（金）
- (6) 第二次審査：令和4年8月19日（金）予定
- (7) 選定結果通知：令和4年8月25日（木）予定

## **6 資料の配布【令和4年7月22日～令和4年8月5日】**

---

豊見城市ホームページからダウンロードのうえ確認すること。

※印刷物での資料配布は行わない。

- (1) プロポーザル実施要領（本書）

- (2) 仕様書
- (3) CMS機能要件表
- (4) 審査実施要領
- (5) 企画提案参加申込書 (様式第1号)
- (6) 会社概要 (様式第2号)
- (7) 業務実績調書 (様式第3号)
- (8) 執行体制 (様式第4号)
- (9) 質問書 (様式第5号)
- (10) 辞 退 届 (様式第6号)

## **7 質問書の受付【令和4年7月22日～令和4年7月27日】**

---

### (1) 提出方法

質問書 (様式第5号) により、次のアドレス宛に電子メールで提出すること。なお、提出の際はその旨を市に電話連絡すること（土日、祝日除く）。

①送 信 先：[jyuhou-g@city.tomigusuku.lg.jp](mailto:jyuhou-g@city.tomigusuku.lg.jp)

②電話連絡先：098-850-0246

※電話やファックス、窓口での質問は受け付けない。

### (2) 回答方法

受付後2日以内（土日、祝日除く）を前提にホームページにて公開する。ただし、回答に時間を要する場合はこの限りではない。

※公表にあたっては、質問者を特定できないようにして行う。

## **8 参加申込書等提出期限【令和4年8月5日迄】**

---

### (1) 提出書類

①企画提案参加申込書 (様式第1号)

②会社概要 (様式第2号)

③業務実績調書 (様式第3号)

④執行体制 (様式第4号)

⑤見積書（ホームページリニューアル業務費用）

⑥見積書（運用保守費用【令和5年2月1日～令和10年3月31日】）

⑦CMS機能要件表

⑧その他添付書類

- ア 登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）
- イ 会社定款（ない場合は規約及び構成員名簿等）の写し
- ウ 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税の納税証明書  
※発行から3か月以内のものに限る。
- エ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）  
の認証を証する書類の写し

(2) 見積書について

以下についての見積りを提出すること。（任意様式）

① ホームページリニューアル業務費用

② ホームページ運用保守費用【令和5年2月1日～令和10年3月31日】

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

※②は各年毎の内訳が分かるように記載すること。

(3) CMS 機能要件表について

記載されている項目について、提案の CMS が標準機能又はオプション・カスタマイズで対応可能な場合は「○」、代替案で対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載する。代替案がある場合には、備考欄に記載すること。

また、要求レベルが「推奨」の項目は、要求を満たさなくても（記入欄×）良いが、対応する場合（記入欄○・△）は提案費用内で必ず実現すること。

(4) 提出部数 1部

※提出書類一式をまとめてファイリングし、書類ごとにインデックス等で仕切ること。

※各書類の PDF データを保存した CD-R 1 枚も合わせて提出すること。

(5) 提出先 豊見城市 総務企画部 デジタル推進課

(6) 提出方法

① 持参もしくは郵送（期限必着）で提出すること。

② 電子メール又はファックス等による提出は認めない。

③ 不慮の事故による紛失又は郵送の遅れなどによる遅延等については、一切考慮せず不参加とする。

## **9 第一次審査（書類審査）【令和4年8月8日】**

---

第一次審査の結果は、結果に関わらず企画提案参加申込書（様式第1号）に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

## **10 企画提案書提出期限【令和4年8月12日】**

---

### （1）提出書類

企画提案書（様式任意）

### （2）企画提案書について

企画提案書にあたっては、次の点に留意し作成すること。

- ① 第二次審査については、企画提案書を用いたプレゼンテーションを行うこととし、資料の追加は認めない。
- ② 企画提案書は、審査要領別紙の審査基準表中、2-1「プレゼンテーション内容への評価」の「企画提案書記載項目」に従い、仕様書の内容を踏まえつつ、作成すること。
- ③ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とすること。
- ④ 主要な文字は、読みやすい大きさ（10ポイント以上）となるよう配慮すること。
- ⑤ より良い提案がある場合は、その差異を明記すること。
- ⑥ 企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横型（一部 A3 版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

### （3）提出部数 10部

※選定委員による審査が円滑に進むよう、表紙を付けたうえで「企画提案書記載項目」毎にインデックス等で仕切るなどし、左上をホチキス止めすること。

### （4）提出先 豊見城市 総務企画部 デジタル推進課

### （5）提出方法

- ① 持参もしくは郵送（期限必着）で提出すること。
- ② 電子メール又はファックス等による提出は認めない。
- ③ 不慮の事故による紛失又は郵送の遅れなどによる遅延等については、一切考慮せず不参加とする。

## **11 第二次審査【令和4年8月19日予定】**

---

評価方法については、「審査実施要領」を参照すること。

## **12 選定結果の通知【令和4年8月25日予定】**

---

審査結果については、第二審査に参加した全ての応募事業者に対し、電子メールにて通知し、その後郵送する。

## **13 プロポーザルの辞退**

---

参加申込書の提出をした後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を持参もしくは郵送で提出すること。ただし、辞退届を提出した時点で、すでに市に提出した書類等は返却しないものとする。

## **14 契約の締結**

---

### (1) 契約方法

原則として、選定委員会にて決定した第一優先交渉事業者と、契約条件および業務内容、契約期間等について協議をし、必要に応じて見積書の再提出を求め、双方の合意に至った場合、随意契約により業務委託契約を締結する。但し、協議の結果、第一優先交渉事業者と契約に関して合意に至らなかった場合は、次点候補者を繰り上げ、その者と契約に向けて協議を行うものとする。

### (2) ホームページ運用保守業務

令和5年2月1日から令和10年3月31日までの5年間の運用保守業務について、(1)の契約者と令和4年度中に別途長期継続契約を締結する予定。

なお、当該業務については、本プロポーザルにおいて提案、採択された内容を基本に契約するものとする。

### (3) 再委託

本業務すべてを再委託することは一切認めない。

## **15 プロポーザル参加に関する留意事項**

---

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ・期限を過ぎて審査書類が提出された場合
- ・提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・実施要領に違反すると認められる場合

- (2) 提出期限後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 本プロポーザル参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施する。
- (6) 審査経過、評価内容に関する問い合わせ、および審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。
- (7) 本プロポーザルにおいて知り得た情報は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料および知り得た情報については、適切に廃棄すること。
- (8) 豊見城市契約規則を熟読のこと。
- (9) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

## **16 書類提出先・問い合わせ先**

---

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市総務企画部デジタル推進課

電話番号：098-850-0246

FAX番号：098-850-5343

メールアドレス：jyouhou-g@city.tomigusuku.lg.jp